

アサヒ通運株式会社  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

【女性活躍推進法】

目標 1：採用者に占める女性の人数を 5 人以上とする。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 求職者に対し、求人票や弊社ホームページを活用し、女性従業員が活躍していることを、広報していく。
- 令和 7 年度 女性が就業しやすい業務内容改善と、未経験者でも応募しやすい教育を実施する。
- 令和 7 年度 従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大に向けて新部門設立に取り組む。

目標 2：管理職に占める女性の割合を 20%以上とする。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 女性労働者が働きやすい環境整備と、昇格意欲を保持するため管理職研修などに積極的に参加させ、意識向上を図る。
- 令和 7 年度 非正社員から正社員への転換制度の積極的運用をおこなう。

【次世代法】

目標 3：所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 所定外労働の原因分析等を行うために、労働者の意識調査（仕事のやりがい・働き方の選択に関するもの）を目的としたアンケートを実施する。
- 令和 7 年度 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施（年 1 回）。
- 令和 7 年度 各部署における問題点の検討及び研修の実施（毎月）。
- 令和 7 年度 業務部門においては、事業所間応援体制が確立できており、今後この体制を継続する。ドライバー部門においては、地域性・仕事の業務特性を考慮し職種ごとに数値目標を設定し、意識改革を行う。